

# 発達障がい者支援センターの相談受付体制 検討に係る市町村アンケート結果について

R6.1.24開催の令和6年度第2回岩手県発達障がい者支援体制整備検討・広域特別支援連携協議会において協議した「発達障がい者支援センター利用児者の状況と今後の相談受付の方向性について」に基づき今後のセンターの事業や相談受付の方向性について検討するため全33市町村に依頼したもの。令和6年5月に調査。

岩手県障がい保健福祉課

令和6年8月7日

# アンケート実施の経緯、背景

R6.1.24開催 令和6年度第2回岩手県発達障がい者支援体制整備検討・広域特別支援連携協議会 資料から加筆し再掲

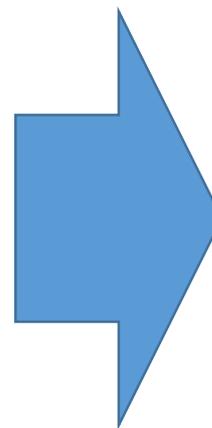
- 岩手県発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児（者）やその家族への直接支援件数の増加傾向が継続

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別支援 (相談支援)	実人員	626人	724人	735人	734人	765人
	延件数	2,434件	2,987件	3,058件	3,184件	3,052件

- 職員5人のうち、発達障害者地域支援マネジャーとして4人配置されているが、マネジャー専任になっている相談支援員はいない

(発達障害者地域支援マネジャーとは)  
発達障害者支援センター等に配置し、各自治体、事業所、医療機関などにかが、アセスメントや支援ツールの導入や各関係機関の連携や困難ケースへの対応等を実施

- 業務内容の多くが直接相談への対応となり、地域支援や他機関支援を制約



今後のセンターの事業や相談受付の方向性について検討するため、全33市町村に、自市町村の発達障がい児者に係る相談受付体制等について伺ったもの。全市町村から回答あり。

# (アンケート回答部署名)

市町村	回答部署名
盛岡市	障がい福祉課
八幡平市	地域福祉課
滝沢市	地域福祉課
雫石町	健康推進課
葛巻町	健康福祉課
岩手町	健康福祉課
紫波町	健康福祉課 福祉係
矢巾町	福祉課
花巻市	障がい福祉課
遠野市	子育て支援課
北上市	障がい福祉課
西和賀町	健康福祉課
奥州市	福祉部 福祉課
金ケ崎町	保健福祉センター
一関市	福祉課
平泉町	保健センター
大船渡市	こども家庭センター
陸前高田市	福祉部子ども未来課
住田町	保健福祉課
釜石市	こども家庭課
大槌町	健康福祉課
宮古市	福祉課 ども家庭センター
山田町	長寿福祉課
岩泉町	町民課
田野畑村	健康福祉課
久慈市	社会福祉課
普代村	保健センター
野田村	保健福祉課
洋野町	福祉課
二戸市	福祉課
軽米町	健康福祉課
九戸村	保健福祉課
一戸町	福祉課

# 年齢別の担当窓口の状況

1 貴市町村において、住民から「発達障がい」の主訴や、他の主訴でも問題等の背景に「発達障がい」が関与していると考えられる事案について相談があったとき、ケース（問題を抱えている当事者）の年齢別に担当される部署は決まっていますか。

- ・ 決めている場合は「決めている」を入力し、担当部署の名称を記入してください。
- ・ 決めていない場合は「決めていない」を入力してください。
- ・ その他の場合は「その他」を入力し、その具体的な状況を記入してください。

	6歳未満担当部署の決定		6～15歳未満担当部署の決定		15～18歳未満担当部署の決定		18歳以上担当部署の決定	
決めている	19	58.0%	17	52.0%	17	52.0%	22	67.0%
決めていない	7	21.0%	9	27.0%	9	27.0%	5	15.0%
その他	7	21.0%	7	21.0%	7	21.0%	6	18.0%
計	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%

# 「その他」の回答内容

年代	回答内容
6歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達相談に関しては健康福祉課の母子保健担当、福祉サービスや療育に関しては地域福祉課が担当部署となる。</li> <li>・ 手帳発行の手続き、サービス利用、進学・進級など、個々のケースによって関係課で対応※関係課：福祉課、こども課、学校教育課"</li> <li>・ ～3歳半...母子、3歳半～...子育て ※おおよその目安。状況に応じて互いに同行することもある</li> <li>・ 明確な決まりはないが保健課、必要に応じて子ども未来課で対応</li> <li>・ 原則、所管課を定めているが、相談受付部署が一次相談窓口として関係部署と情報共有を行い、必要に応じて所管課が対応している。</li> <li>・ 相談内容に応じて対応している</li> <li>・ 未就学児の発達障害に関する相談は、主に乳幼児健診等となっており、相談を受けた母子保健担当と児童、障害担当と情報共有し、対応している。</li> </ul>
6～15歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校関連の相談に関しては教育委員会、福祉サービスや療育に関しては地域福祉課が担当部署となる。</li> <li>・ 明確な決まりはないが子ども未来課、必要に応じて教育委員会で対応</li> <li>・ 原則、所管課を定めているが、相談受付部署が一次相談窓口として関係部署と情報共有を行い、必要に応じて所管課が対応している。</li> <li>・ 相談先により、教育委員会または健康福祉課で対応</li> <li>・ 就学後および個別に受けた相談について、随時関係する機関と連携を図り対応している。</li> </ul>
15～18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校関連の相談に関しては教育委員会、福祉サービスや療育に関しては地域福祉課が担当部署となる。状況に応じて対応する</li> <li>・ 明確な決まりはないが子ども未来課、必要に応じて教育委員会で対応</li> <li>・ 原則、所管課を定めているが、相談受付部署が一次相談窓口として関係部署と情報共有を行い、必要に応じて所管課が対応している。</li> <li>・ 個別に受けた相談について、随時関係する機関と連携を図り対応している。</li> </ul>
18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉サービスや手帳関連の相談は地域福祉課が担当部署となる</li> <li>・ 明確な決まりはないが保健課、必要に応じて福祉課で対応"</li> <li>・ 原則、所管課を定めているが、相談受付部署が一次相談窓口として関係部署と情報共有を行い、必要に応じて所管課が対応している。</li> <li>・ 個別に受けた相談について、随時関係する機関と連携を図り対応している。</li> </ul>

## 発達障がい担当部署と関係他部署との連携状況に係る自己評価

2 貴市町村の各部署で相談受理または係属中の事案について、「発達障がい」の主訴や、他の主訴等でも問題等の背景に「発達障がい」が疑われるものについて、発達障がいの施策担当課と各部署間での情報交換や対応の協議などの「連携」はとれていますか。斜線のある区画を除き、すべての区画について最もあてはまると考えられる状況を選択して入れてください。

	発達障がい担当課に対する連携状況						
	母子保健	保育・幼児教育	子育て・一般施策	就学支援	教育相談	要保護児童対策	精神保健
おおいに連携している	12	12	8	7	4	10	8
連携している	11	11	7	13	10	11	8
必要に応じて連携	9	9	15	13	17	11	14
あまり連携していない	0	1	2	0	2	1	2
まったく連携していない	0	0	1	0	0	0	0
無記載	1	0	0	0	0	0	1
計	33	33	33	33	33	33	33

# 市町村から発達障がい者支援センターへの紹介等の状況

3 貴市町村の窓口において、来談者や、架電してきた相談者又は電子メールやSNS等での相談者に、岩手県発達障がい者支援センター（以下「センター」という。）へ相談するよう伝えた（紹介した）ことがありますか。（1）～（3）ごとに、最もあてはまると考えられる状況を選択して入れてください。

- （選択肢）ア 年に数件  
 イ 半年に1～2件  
 ウ 3～4か月に1～2件  
 エ まったくない  
 オ その他（具体的内容を記入願います）

	(1) 紙面やメール等により来談者等の経緯や状態像などの具体的な情報提供を行い、紹介した事案	(2) 具体的な情報提供をしなかったが、来談者等の氏名や年齢等の情報提供を行い、紹介した事案	(3) センターの存在を教示し、来談者等自身で架電等するよう伝えた事案
年に数件	6	7	10
半年に1件	1	0	0
3～4か月に1件	0	0	3
まったくない	<b>24</b>	<b>24</b>	<b>18</b>
その他	2	2	2
計	33	33	33

# 発達障がい者支援センターに期待する取組

4 貴市町村が、センターに期待する取組として当てはまるものすべてに○を付けてください。

4-2 前号でセンターに期待される取組として、優先すべきと考えるもの3つを、下記欄に記入願います。（順位欄に1つずつ記載願います）

	件数	優先順位		
		第1位	第2位	第3位
(1) 直接相談を受け付けること	14	8	2	2
(2) 発達障がいのある方のアセスメントを行うこと	10	3	5	2
(3) 保育所、学校、職場や福祉事業所等での発達障がいのある方への対応方法を教示すること	14	5	10	5
(4) ひきこもりや家庭内暴力を伴うなどの困難ケースに介入すること	11	9	4	2
(5) 医療が必要な者について、医療機関に紹介する（つなぐ）こと	12	1	1	4
(6) 保育所、学校、一般事業所や就労継続支援事業所等が抱えているケース（事案）の会議で助言すること	12	2	3	7
(7) 保育所、学校、一般事業所や就労継続支援事業所等の従業者に発達障がいの研修を行うこと	8	2	3	1
(8) 発達障がいのある方の自己理解を促してもらうこと	7	0	1	4
(9) 発達障がいのある方を対象にしたSST（ソーシャル・スキル・トレーニング）の実施	8	2	3	1
(10) 保護者を対象にしたペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの実施	8	0	1	3
(11) その他（具体的に	1	1	0	1

# 発達障がい者支援センター利用時の「紹介制」導入について

5 センターが、成人期以外の相談受付について、医療において大規模な病院を受診するときと同様に、市町村や学校等から主訴やこれまでの状況を記載した紹介状の交付を受けてから利用するような「紹介相談を原則とする」取扱いに移行すると仮定した場合、貴市町村ではどう考えますか。もっとも当てはまるところ1つに○を付けてください。

(1) 賛同する	(2) 条件付きで賛同する	(3) 賛同しない	(4) わからない
9	10	7	7

「(2) 条件付きで賛同する」の具体的内容

- ・ 町でのかかわりがない対象者について、家族がセンターを調べて相談を希望する場合、紹介するための判断について、センターからの助言や様式などの提示がほしい。また、二度手間にならないか。
- ・ 転入者の場合、誰が情報をとりまとめるか、整理してほしい。例えば転入してきたのが中学生の場合は学校なのか、教育委員会なのか。
- ・ また、幼児期の情報はどうするのか。
- ・ 紹介状を基本とするが、急を要する場合は対応していただきたい
- ・ 様式の統一。紹介状の内容を見て、受診不可とはしないほしい。
- ・ センター相談のハードルが高くなならないような工夫が必要と思います。
- ・ 簡易的に入力できる様式を定めてほしい
- ・ 相談の敷居が高くなならないよう配慮してほしい。紹介状の記載内容を簡便にしてほしい。
- ・ 紹介後のフォードバックをきちんと行う
- ・ 条件ではがないが、どのくらい負担になるかイメージできない

5-2 紹介状が簡素であれば良い。紹介の必要書類が簡易的なものである。理由として当てはまるものすべてに○を付けてください。

(1) 発達障がいを主訴とする相談対応自体が、現在の窓口の対応体制では難しいから	(2) 発達障がいのある方のアセスメントができないから	(3) その他
3	3	2

「(3) その他」の具体的内容

- ・ 市町村等身近な機関への相談を敬遠するケースの受け皿が失われる
- ・ 相談対応に必要な人員の確保に努めることが必要と考えます

# 障がい児療育等支援事業の周知状況

6 県立療育センターで実施中の障がい児療育等支援事業「ソスカ」の地域療育支援（発達支援相談、派遣相談）を知っていますか。もっとも当てはまるところ1つに○を付けてください。

(1) 知っているし、利用している	(2) 知っているが、利用していない	(3) 知らない
19	3	11

【参考】令和5年度障がい児等療育支援事業実績例（県立療育センター指定管理報告書による）

- ・ 市町村発達支援関係者ミーティング 20市町村
- ・ 発達相談支援及び派遣相談 97回310件  
 （発達相談支援）市町村の乳幼児健診後の療育機能の充実を図るため、療育相談事業への臨床心理士、言語聴覚士による専門的な相談機能を提供するとともに、児とその家族、関係者、関係機関等に対して相談、助言  
 （スタッフ派遣）市町村主体の精密健康診査等相談事業の充実を図るため、依頼に応じて臨床心理士、言語聴覚士による専門機能を派遣
- ・ 療育教室支援 20回  
 各市町村の療育の受け皿となる療育教室の機能の充実を図るため、スタッフの人材育成、教室運営や機関連携、活動内容等について研修や機関支援の機会を提供

6-2 6において(2)と回答された方に伺います。障がい児療育等支援事業「ソスカ」を利用していない理由を当てはまるものすべてに○を付けてください。

(1) 発達相談を実施するにあたり、スタッフを自治体内で揃えることができる	(2) その他	その他：現状は保健師による対応だが、機会があれば利用したい
2	2	

# 巡回支援専門員整備事業又は同様の事業について

7 母子保健法に基づく健康診査の場や、保育所や幼稚園、療育教室に心理職や作業療法士等専門家が巡回して専門相談をする相談（国庫補助による巡回支援専門員整備事業又は同様の事業のいずれか）を実施していますか。もっとも当てはまるどころ1つに○を付けてください。

(1) 実施している	(2) 実施していない
23	10

7-2 専門家の巡回相談（国庫補助による巡回支援専門員整備事業又は国庫補助事業を受けない同様の事業のいずれか）を実施していない理由について、当てはまるものすべてに○を付けてください。

(1) 同事業について認識していなかったから	(2) 事業に要する経費の予算化ができないから	(3) 専門家がいなくても見立て、アセスメントができるから	(4) 保護者が同意しな いか、同意を得るのが 難しい状況であるから	(5) その他
4	2	0	0	7

- 「(3) その他」の具体的な内容
- ・ 人材がないため
  - ・ 当市では、児童に関しては、こども発達支援センターの臨床心理士の専任職員がある程度対応しており、「巡回支援専門員整備事業」を利用する必要性が低いため。
  - ・ 人員不足により
  - ・ 専門職の確保が困難
  - ・ 3歳児健康診査に関しては、以前より独自で公認心理師を依頼しているため
  - ・ 対応可能な専門員の確保が困難であるから
  - ・ 町事業で同様の内容の発達支援等行っているため

# アンケート結果を踏まえて

- ・ 発達障がい者支援センターウィズ（以下「センター」という。）の業務が直接相談の受理や対応件数の増加により、地域支援や他機関支援等の県全体の相談支援機関として求められる取組が制約されつつあることから、**特に学齢期～高校生年齢の児童に係る相談受付については紹介制を原則とすることを検討することを目的の1つとして調査を実施した。**

- ・ 調査結果から、**紹介制に関して賛同もしくは条件付き賛同の回答が19市町村**であるも、「わからない」の回答も**7市町村**となっており、こうした回答ぶりから、紹介制の導入がセンターと市町村の双方に良好な影響を与えるものと判断することができなかった。

# 発達障害者支援センターに寄せられている相談内容

「令和5年度発達障害者支援センター事業実施状況報告」から  
(県センターの令和5年度実績)

内 訳	相談支援・発達 支援延支援件数	相談支援・就労 支援延件数	計
相談の対象となっている児(者)が発達障害かどうか知りたい	1	0	1
現在の生活に関することや、家庭で家族ができることを知りたい	183	69	252
利用できる制度について知りたい(手帳、年金、手当、障害福祉サービスなど)	1	0	1
診断・相談・支援を受けられる機関について知りたい	4	0	4
現在通学している学校、利用しているサービス等に関する相談をしたい	41	0	41
進路や将来の生活に関する相談をしたい	16	7	23
対応困難な状況の改善について相談したい(強度行動障害、ひきこもりなど)	119	12	131
今後の就労について相談したい	15	23	38
現在勤めている職場に関する相談をしたい	0	27	27
その他	92	18	110
計	472	156	628

身近な地域での継続的、伴走的な関わりや、教育相談が必要なものもあること。

# 各市町村の「療育教室」設置状況

療育教室の設置状況を見ると、支援が必要な親子を把握している市町村が大半であると考えられる。

令和5年11月に各市町村に照会。

<照会時の「療育教室」の定義>

乳幼児健診等で確認され、発達の遅れ・偏りなどの不安のある幼児期の児童及びその保護者を対象に、

- ・ ことばの教室等の言語指導
- ・ 自立支援のための指導  
(排泄や食事などの生活習慣や規則正しい生活リズムの獲得など、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練)
- ・ 保護者指導  
(個人面接などを通じて保護者の悩みや相談に応じるとともに、保護者で構成するグループ活動などを通じた子育ての不安を軽減するもの) などの全部又は一部を実施しているもの

市町村名	か所数
盛岡市	3
八幡平市	1
滝沢市	3
雫石町	2
葛巻町	
岩手町	1
紫波町	2
矢巾町	3
花巻市	2
遠野市	2
北上市	2
西和賀町	1

市町村名	か所数
奥州市	2
金ケ崎町	1
一関市	9
平泉町	2
大船渡市	1
陸前高田市	1
住田町	
釜石市	3
大槌町	
宮古市	1
山田町	1
岩泉町	1
田野畑村	

市町村名	か所数
久慈市	3
普代村	1
野田村	
洋野町	1
二戸市	4
軽米町	2
九戸村	1
一戸町	

(主な結果)

- ・ 27市町村に56の教室が設置されている
- ・ 多くが「障害」の診断等を必要としない
- ・ 10教室は児童福祉法の「児童発達支援事業所」指定あり
- ・ 9市町19教室に心理職員(公認心理士や臨床心理士等)配置

# 第3期障害児福祉計画における児童発達支援センターの設置見通し

こども家庭庁の指針に基づき、各市町村に1か所もしくは圏域に1か所設置することを求められているもの。

圏域	市町村名	R6児童福祉施設として整備			R6同等の機能を整備			R7児童福祉施設として整備			R7同等の機能を整備			R8児童福祉施設として整備			R8同等の機能を整備			
			自市町村管内	他市町村管内(圏域整備)			自市町村管内	他市町村管内(圏域整備)			自市町村管内	他市町村管内(圏域整備)			自市町村管内	他市町村管内(圏域整備)			自市町村管内	他市町村管内(圏域整備)
1盛岡	盛岡市	1	1					1	1					1	1					
1盛岡	八幡平市	0						0						1	1					
1盛岡	滝沢市	0						0						1	1					
1盛岡	雫石町	0						0						0						
1盛岡	葛巻町	0						0						0						1
1盛岡	岩手町	0						0						1						1
1盛岡	紫波町	0						0						0						1
1盛岡	矢巾町	0						1	0					1	0					1
2中部	花巻市	1	1					1	1					1	1					
2中部	遠野市	0						1	0					1	1					
2中部	北上市	1						1						1						1
2中部	西和賀町	0						0						1						1
3胆江	奥州市	0						0						0						1
3胆江	金ヶ崎町	0						0						0						1
4両磐	一関市	0						0						1	1					
4両磐	平泉町	0						0						1						1
1気仙	大船渡市	0						0						0						1
1気仙	陸前高田市	0						0						0						1
1気仙	住田町	0						0						0						1
2釜石	釜石市	0						1	0					1	0					1
2釜石	大槌町	0						0						0						
3宮古	宮古市	1	1					1	1					1	1					
3宮古	山田町	1						1						1						1
3宮古	岩泉町	1						1						1						1
3宮古	田野畑村	1						1						1						1
1久慈	久慈市	0						0						0						1
1久慈	普代村	0						0						0						1
1久慈	野田村	0						0						0						1
1久慈	洋野町	0						0						0						1
2二戸	二戸市	0						0						1						1
2二戸	軽米町	0						0						1						1
2二戸	九戸村	0						0						1						1
2二戸	一戸町	0						0						1	1					
	市町村数	7	3	4				3	7	3	4			3	18	8	10			13

## <児童発達支援センター>

児童福祉法に基づく児童福祉施設。地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援、保育所等を巡回する専門員の設置や障害児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行うよう努める拠点。民間事業者が多数展開している「児童発達支援事業所」とは異なる。

## <「同等の機能」について>

障害児通所支援事業所等の関係機関連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能（上記の内容と同じもの）を有する体制を整備するもの。

# 発達障害者支援センターと市町村との連携件数

「令和5年度発達障害者支援センター事業実施状況報告」から（県センターの令和5年度実績）

内 訳	相談支援・発達支援 延支援件数	相談支援・就労支援 延件数	計
保育所・幼稚園	1		1
児童相談所	3	0	3
知的障害更生相談所	0	0	0
福祉事務所	47	5	52
障害児（者）地域療育等支援事業実施施設	0	0	0
保健所・保健センター	0	0	0
児童発達支援センター	0	0	0
障害児入所施設	4	0	4
精神保健福祉センター	0	0	0
医療機関	2	0	2
教育委員会	17	0	17
学校	35	2	37
特別支援学校	20	1	21
専門学校・大学	0	0	0
相談支援事業所	79	9	88
就労移行支援事業所	0	0	0
就労継続事業所	8	6	14
生活介護事業所	5	0	5
その他のサービス事業所	17	3	20
公共職業安定所	0	0	0
地域障害者職業センター	0	2	2
障害者就業・生活支援センター	7	72	79
地域若者サポートセンター	0	0	0
上記以外の都道府県行政機関	1	0	1
上記以外の市町村行政機関	14	0	14
企業等	0	2	2
その他	6	10	16
計	266	112	378

福祉事務所、教育委員会を除く市町村行政機関との連携件数は年間14件であった



一層の連携強化が望まれる

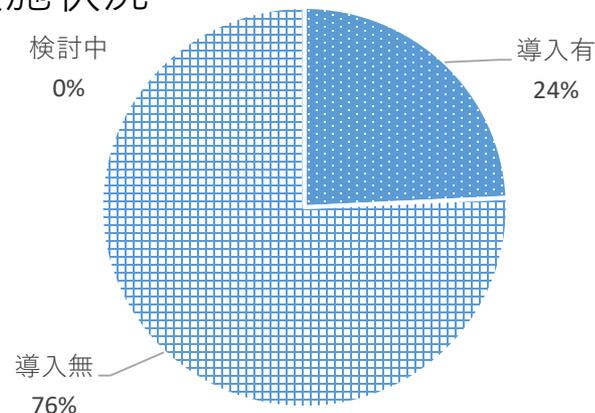
# 厚生労働省が実施している「発達障害者支援に関する調査」による取組状況

R6.1.24開催 令和6年度第2回岩手県発達障がい者支援体制整備検討・広域特別支援連携協議会 資料No.6-2 から再掲

## 「教育と福祉の連携に係る取組」(※1)の実施状況

	令和5年度		令和4年度(参考)	
	件数	比率	件数	比率
導入有	8	24.2%	9	27.3%
導入無	25	75.8%	24	72.7%
検討中	0	0.0%	0	0.0%
計	33	100%	33	100.0%

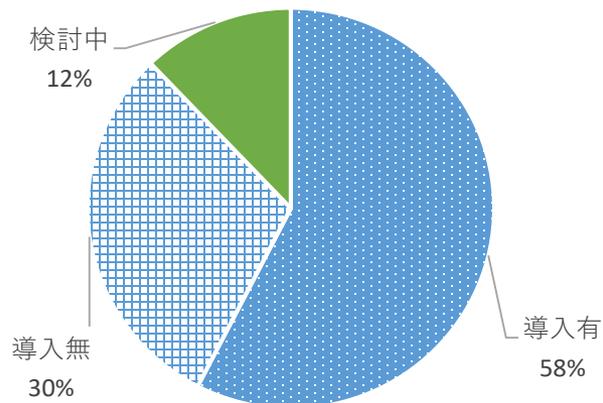
※1「家庭・教育・福祉連携推進事業」(平成18年8月1日障発第0801002号「地域生活支援事業等の実施について」別紙1「地域生活支援事業実施要綱」別記1-11の2(6)に定める事業)を実施している市町村の数



## 情報共有のための手段としての「個別支援ファイル」(※2)の活用状況

	令和5年度		令和4年度(参考)	
	件数	比率	件数	比率
導入有	19	57.6%	21	63.6%
導入無	10	30.3%	8	24.2%
検討中	4	12.1%	4	12.1%
計	33	100%	33	100.0%

※2子どもの支援に関する情報共有を図るためのツールとして、市町村で作成している母子管理カードとは別に、発育歴や特徴、対処法などを記したもので基本的には保護者が管理しているものを想定している。

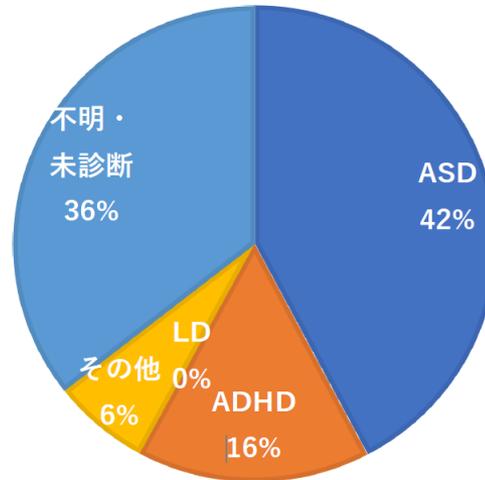


# 岩手県発達障がい者支援センターからの課題提起

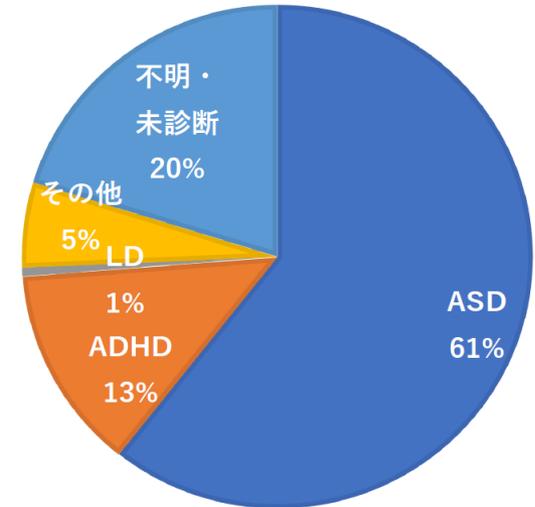
R6.7.17障がい等のある子どもの療育施策に係る市町村担当者会議資料2-2から転記

## 現状と課題

診断名（相談支援）



診断名（就労支援）



### 現状

- 新規相談の申し込みは週2～5件程度
- 初回相談までの待機は1～2ヶ月、継続相談は1, 2ヶ月に1回
- 支援会議や機関支援の調整が難航
- 未診断の方の多くはウイズのみが支援している
- 医療機関受診前の相談が増えている
- 継続的に話を聞いてほしいというニーズがある

### 課題

- ⇒新規相談の多くが本人、家族からの申し込み **機関からの事前の情報提供**
- ⇒その間は支援がない。頻繁な支援が受けられない **地域での相談体制**
- ⇒困難ケースほど対応できない状況
- ⇒診断がないと福祉の相談が利用しにくい状況 **未診断でも相談できる機関**
- ⇒受診を希望する方が多く、待期期間も長い **不要な診断を避ける仕組み**
- ⇒発達障がいに対応できる相談場所が少ない **発達障がいを明記した機関**

# 発達障害児者支援における市町村の役割（例）

## 発達障害者支援法（本文）

（児童の発達障害の早期発見等）  
第五条 市町村は、母子保健法（中略）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。  
2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法（中略）第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。  
3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、**当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるとともに**、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を**紹介し**、又は助言を行うものとする。（以下略）

（発達障害者の家族等への支援）  
第十三条 **都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援**その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

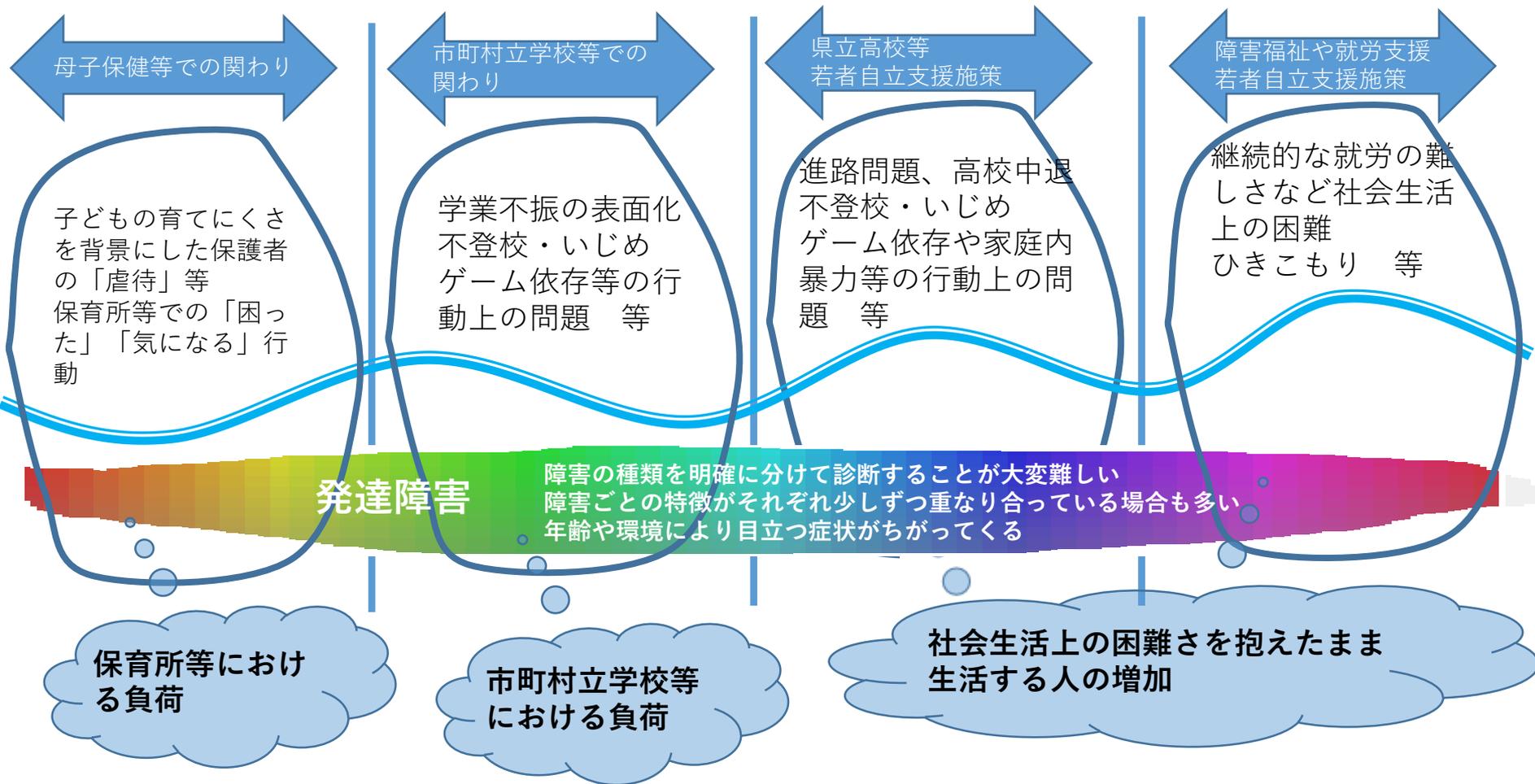
## 発達障害者支援法の試行について（H17.4.1付厚労省通知）

第二 法の概要  
（5）児童の発達障害の早期発見及び早期の発達支援について  
児童の発達障害の早期発見のために、市町村は、母子保健法（中略）第12条及び第13条に規定する健康診査及び学校保健法（中略）第4条に規定する健康診断を行うにあたり十分留意するとともに、発達障害の疑いのある児童に対し、継続的な相談を行うよう努め、当該児童の保護者に対し、医療機関等の紹介、助言を行うこと。  
また、**発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、相談、助言その他適切な措置を講じること。**（以下略）

（10）発達障害者の家族に対する支援について  
都道府県及び市町村は、発達障害者の支援に際しては、家族も重要な援助者であるという観点から、発達障害者の家族を支援していくことが重要である。特に、家族の障害受容、発達支援の方法などについては、相談及び助言など十分配慮された支援を行うこと。  
また、家族に対する支援に際しては、**父母のみならず兄弟姉妹、祖父母等の支援も重要**であることに配慮すること（法第13条関係）

※ 発達障害者支援法には、保育、教育、放課後児童健全育成事業に関しても、市町村の役割に関する条文がある。

# 切れ目がない継続的な相談、情報提供、助言の必要性



- ・ 対象児者の年齢、法令等で区切られることで「切れ目」が生じないようにすることが大切
- ・ 「当該児童の保護者に対し、**継続的な相談、情報の提供及び助言**を」（発達障害者支援法本文）
- ・ 「早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、相談、助言その他適切な措置を」（発達障害者支援法施行通知）

# 地域での支援体制の構築に向けて

発達障害者支援センター等は、相談者がどのフェーズにあるのかを探るアセスメントの支援は可能  
継続的・伴走的な相談は、従たる役割

